



MAEBASHI JUNIOR SOCCER SCHOOL

前橋ジュニア 2019年度サッカースクール生大募集中！！

当サッカースクールでは、地域に根ざした運営・活動を行い、個に応じたレベルでの指導を心掛け、サッカーの技術向上とともに、子供たちにサッカーの楽しさ、スポーツの楽しさを伝えるべく活動していきます。

サッカーを初めて行うお子様から、現在チームに入って活動するお子様まで「基本技術」を中心に前橋ジュニアのスタッフが指導していきます。

スクール形式ですので、選手登録は行いません。ぜひ皆様お誘いのうえご参加ください。

スタッフ一同お待ちしております。

いつでも無料体験実施中

★2回まで体験が可能です。

お問い合わせ窓口 前橋ジュニア HP 内フォームよりお願い致します

<http://www.maebashi-jr.com/>

前橋ジュニア

検索

お急ぎの場合、又はお電話でのお問い合わせ

問い合わせ先電話番号 070-4022-5377 小林まで

※体験期間中の怪我に關しましては、こちらで迅速処置は行いますが
自己責任となりますので予めご了承ください

ご用意していただくもの

★サッカーのできるスポーツウェアでお越しください。

★持ち物は飲み物・着替え等

★サッカーボール（用意できない場合は貸出可）

募集対象	開催会場	時間	月会費	入会金	年会費
年長～小学4年	毎週水曜日 赤堀中学校	19:00～20:00(60分)	週1回 ¥3,000 週2回 ¥5,000	¥4,000	¥6,000 ※基本額
	毎週金曜日 あずま総合グラウンド	18:30～19:30(60分)			

※年会費は入部時期により異なります

4～6月：¥6,000，7月～9月：¥5,000，10月～11月：¥4,000，12～1月：¥3,000

※入会金はスクールウェアが含まれます（シャツ・パンツ）

※月会費兄弟割引制度あり

同時期にご兄弟で入部された場合、合計金額より¥1,000 減額とさせていただきます。

水曜スクール

伊勢崎市立赤堀中学校

〒379-2204 群馬県伊勢崎市西久保町 2-3 2 9-1

金曜スクール

伊勢崎あずま総合グラウンド

〒379-2222 群馬県伊勢崎市田部井町 3-2091

前橋ジュニアサッカースクール連絡掲示板

<http://9207.teacup.com/maejrisasaki2018/bbs>

※1 雨天等悪天候の場合は中止（上記掲示板にて開始の1時間前までに案内します）

※2 万一開催日の変更等ある場合、掲示板にてご案内しますので、参加前に一度掲示板をご確認ください

MAEBASHI
JUNIOR

GUNMA JAPAN 1986



MAEBASHI JUNIOR SOCCER SCHOOL

2019 年度

入会申込書

前橋ジュニアサッカースクール代表 宛

本スクールの趣旨に賛同し、指導中に起こった事故や怪我に関して、その責任を指導者に負わせないこととします。

【 】 入会を希望します。新規入会者のみ○をつけてください。

【 】 更新を希望します。前年度より更新希望者のみ○をつけてください。

下記の必要事項に全てご記入下さい。(選択する項目には、枠内にチェックを入れて下さい。)

・参加を希望するコース

●年会費：4月～6月入部時 ￥6,000-

7月～9月入部時 ￥5,000-

□ 週1回 コース (月謝：￥3,000-)

10月～11月入部時 ￥4,000-

□ 週2回コース (月謝：￥5,000-)

12月～1月入部時 ￥3,000-

※2月以降の入部は出来ません

(スポーツ傷害保険、管理費用等を含む。)

●入会金：￥4,000-(スクールウェア)

(入会時の1回のみとなります。)

・参加を希望するスケジュール (週1回コースを希望される方のみチェックをしてください)

□ 水曜日	19:00 ~ 20:00 (60分)	年長～4年生	□ 金曜日	18:30 ~ 19:30 (60分)	年長～4年生
-------	------------------------	--------	-------	------------------------	--------

赤堀中学校

あずま総合グラウンド

※前橋ジュニアスクール規約に基づき、御確認の上、押印をお願い致します
概要・規約・手続き書類は前橋ジュニア HP よりご確認ください

・個人登録情報

保護者氏名

印

ふりがな			生年月日	西暦	年	月	日
選手氏名			性別	男 ・ 女			
学校	小学校		学年	2019年4月時点での新学年 年生			
現所属チーム	※未所属の場合は未記入						
住所	〒 -						
電話番号			緊急連絡先				
スクールウェア 入会金¥4,000- 新規入会者のみ ※更新希望者は 必要な場合のみ	シャツ	130□ 140□ 150□ S□ M□	※希望サイズを○で囲んでください 複数購入も可能です ●シャツ ¥2000- ●パンツ ¥2000-				
	パンツ	130□ 140□ 150□ S□ M□					

前橋ジュニアサッカースクール規約

第1条 [名称]

「前橋ジュニアサッカースクール」(以下、「弊スクール」と称する。

第2条 [運営]

弊スクールはNPO法人 前橋ジュニアが運営する。

第3条 [所在地]

〒371-0221 群馬県前橋市樋越町351-3

第4条 [目的]

サッカーを中心としたスポーツの普及、児童・少年・少女にサッカーを通して健全な心身発達、地域社会の発展の結びつきに寄与することを目的とする。

第5条 [入会]

以下の条件を満たすこととする。

- 1) 弊スクールの趣旨に賛同する選手・保護者であること。
- 2) スポーツを行うに適した健康状態であること。
- 3) 規約を承認し、入会申込書を提出した選手であること。

第6条 [期間]

弊スクールの開始期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの期間とする

第7条 [会費]

会員は年会費、月会費、その他諸費用を指定の期日に、集金袋にて現金で支払うものとする。

第8条 [会費の不返納]

一旦納入された年会費、月会費は理由の如何を問わず、返金しないものとする。

第9条 [休会]

- 1) 休会とは、怪我もしくはやむを得ない理由により、引き続き1カ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう。
- 2) 休会する会員は、必ず前月25日までに休会を申し出ることとする。
休会を申し出た翌月から月会費は発生しないものとする。なお、月の途中で休会しても月会費については、返金しないものとする。

第10条 [退会]

退会を希望する会員は、退会を希望する月の前月25日までに申出をすることとする。

第11条 〔報告〕

会員は、住所・電話番号など、必要事項の変更が生じた場合には、速やかに弊スクールに連絡をすることとする。

第12条 〔健康管理〕

会員の健康状態に関しては、常に保護者が責任をもって把握対応するものとする。尚、弊スクールとしても健康管理に関する日常指導などを行うが、万が一問題が発生した場合、NPO法人前橋ジュニアは一切の責任を負わないものとする。

第13条 〔基本的心構え〕

会員は次の事項を厳守することとする。

- 1) 一生懸命練習すること。
- 2) コーチの指示に従い、積極的に自ら努力すること。
- 3) 必ず挨拶をすること。
- 4) 時間を守ること。
- 5) 弊スクールの定める規約を遵守すること。

第14条 〔指導内容〕

弊スクールは各コースに指導要領を定めるものとし、指導要領に基づく個別の具体的練習・指導方法は各指導者が決定することとする。

第15条 〔傷害保険〕

- 1) 会員は「スポーツ安全協会」の保険に加入すること。保険加入は、NPO法人前橋ジュニアにおいて、一括して手続きを行うものとする。
- 2) 事故の無い様に指導者は万全の注意を払うが、スクール活動中、不測の事故による傷害の補償については、スポーツ安全保険の適用範囲内とし、指導者及びNPO法人前橋ジュニアにはそれ以外の補償は負わないものとする。

第16条 〔事故の責任〕

会員は弊スクールの施設利用に際して、本施設利用に関する諸規則および施設管理者ならびに指導者の指示に従い行動するものとし、これに反して盗難、傷害等の事故が起こっても、施設管理者、弊スクール及びNPO法人前橋ジュニア、指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

第17条 〔費用の負担〕

1) 年会費

4～6月入部：6,000円、7～9月入部：5,000円、
10～11月入部：4,000円、12～1月入部：3,000円
ただし、2月以降の入部はできません。

2) 月会費

週 1 回コース：3,000 円、週 2 回コース：5,000 円

3) その他(入会金)

初年度入部時、スクールウェア代 4,000 円

入会金は、ありません。

第18条 〔資格喪失・除名〕

1) 理由無く会費の支払を怠った場合は、3 ヶ月経った時点で会員の資格を失うこととする。

2) 本規約に違反するなど、会員としてふさわしく無いと認めたものに対しては、指導者・事務局等の意見を聞いた上で除名することが出来る。

3) アドバンススクールでは、技術レベル・練習態度がそぐわないと判断した場合には、退会して頂きます。

第19条 〔規約の改正〕

本規約は随時改正することができることとする。

第20条 〔細則〕

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は、弊スクールが別に定めることとする。

第21条 〔施行〕

本規約は平成 28 年 4 月 1 日より実施する。

付 則

この規約は、平成 30 年 3 月 1 日改定し、平成 30 年 4 月 1 より実施する。

平成 31 年 3 月 30 日一部改訂